

山口市地域福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく山口市地域福祉計画及び山口市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及び取組みの評価等により地域福祉の推進を図るため、山口市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、意見、提言等を行う。

- (1) 計画の策定及び取組みの評価・検証に関すること。
- (2) 社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画（社会福祉法第55条の2第4項に規定する地域公益事業が含まれるものに限る。）に関すること。
- (3) その他、地域福祉の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体、福祉活動関係者
- (3) その他、市長が選任した者

3 前項の委員の任期は5年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山口市健康福祉部地域福祉課及び山口市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。